



イチョウ通信 防災特集号

発行：一般社団法人 大阪市老人福祉施設連盟

〒543-0021 大阪市天王寺区東高津町 12-10

電話：06-6765-3611 FAX：06-6765-3612

市老連から一人の被害者も出さない！

『自助』・『共助』で生き延びろ！

阪神・淡路大震災では、救助された人のうち98%が自分や家族・近隣・地域の方の力で助かりました。



阪神・淡路大震災を忘れない・・・
事業所・施設がすべきこと

平成7年1月17日午前5時46分、淡路島北淡町野島断層を震源とするマグニチュード7.3の地震が発生しました。淡路島、神戸市、西宮市、芦屋市などは震度7の強い揺れに見舞われ、死者6,434人、避難者約35万人、同時多発火災290件等大惨事となりました。多くの命が失われたあの日から23年が経ちました。阪神・淡路大震災の教訓から大規模広域災害時では、『公助』のみの災害対策には限界があり、『自助』『共助』が極めて重要だとの教義があります。「自分の身は自分で守る」「自分たちの地域やご利用者は自分たちで守る」「これに足りない部分を行政機関が補う」考えを持ち、地震に備える必要があります。いざという時に適切な行動ができるよう日頃から考えておきましょう。

『自助』『共助』『公助』の役割

『自助』・・・自分の命を自分で守る(施設を自分たちの手で守ること)

- 施設を守ることが、ご利用者・職員の命を守りに繋がる
- 家具等の固定や耐震シートの貼付けを行い、安全面に気を配る
- 水害に備えて側溝の掃除を行う
- 備蓄物品を最低3日間は確保する(できれば1週間程度)
- 災害情報の収集方法の確認・自施設の立地条件の把握
- 施設の強み・弱みの共有
- 防災研修会等の参加

『共助』・・・地域と協力しみんなで助け合うこと

- 防災訓練には積極的に参加(企画・実施)
- 近隣住民や近隣施設とコミュニケーションを図る
- 共助の輪を広げる(防災ボランティアの募集等)

『公助』・・・区役所などの行政が行うこと

- 福祉避難所・緊急入所施設の協定締結
- 福祉避難所・緊急入所施設の受入人員算定要領の実施

防災マニュアル内容

- ①立地条件と災害予測
- ②災害時体制整備
 - ・役割分担や緊急連絡網
- ③情報整備
 - ・施設利用者の状況把握
 - ・気象情報等の情報把握
- ④基準等の策定
 - ・施設の休業判断
 - ・避難の判断
 - ・災害に応じた避難方法
- ⑤事前準備・安全対策
 - ・食料等備蓄品の整備
 - ・施設・設備の定期的な点検
 - ・施設周辺の定期的な点検
- ⑥教育・訓練
 - ・職員への防災教育、訓練の実施
- ⑦「福祉避難所」「緊急入所施設」運営

訓練の中身

訓練想定

- 1 昨晩から本日にかけての前線の南下に伴い、市内南部では、午前中に時間雨量約80ミリの豪雨となり、住之江区の特養「○○」及び住吉区の事業所「○○」が床上浸水した。
特養「○○」は、住之江区GP長に応援要請を実施。事業所「○○」は住吉区GP長に支援要請を実施した。
(河川氾濫の危険は現在のところは無い模様で、区も情報収集中)
- 2 応援要請を受けた各GP長は、施設内にGP災害対策本部を設置し、応援要請書(A)を区内各施設にファクスするとともに、代表者の派遣を依頼した。
- 3 また、応援要請の内容から、住之江区GP長は住吉区GP長にも応援を依頼し、住吉区GP長も緊密に連携して対応することで合意した。

★訓練想定から、被害想定イメージを行います。災害が起こった時のイメージをすることがポイント！どんな助けが必要で、何を準備しておくか考える。



課題 2

- GP毎に災害対策本部の活動を開始してください。
- ＊被災施設からの応援要請書(様式A)を確認。各施設へ。
- ＊各GP本部に皆さんが応援要請項目(様式B)持参で集結。
- 各GP長が承知している道路情報等
 - ・南池に通じる道路が冠水で通行制限中の場所があるとの情報
 - ・加賀屋小学校付近一帯で洪水氾濫発生
 - ・長居公園通りの長居公園付近で道路の一部冠水。通行注意
- ＊地図上に、入所者の移動状況(経路、移動先)及び事業所の臨時移動先等を記入してください。

★地域の周辺状況地図を活用し事前に把握しておく。どこで何が起こるか、またどの場所が災害時に弱いかなどを考える。



課題 3

- 受入・引き継ぎの準備を実施しましょう。
- 被災施設の利用者の受け入れを実施してください。

実際に利用者受入の訓練を行ってみて、どのような情報が必要で、どのように環境を整えるのが良いのか考える。



受入れ要請～受け入れまでの対応

- 受入れ予定の高齢者の状況について相互に確認
(確認表ページ)
- 受入れ環境等について相互に確認
 - ①空ベッドの状況と受入れ人員(男女別)：避難のずれやそごがないか確認
 - ②送迎車両の稼働状況、運転者の確認
 - ③送迎時の添乗職員の確認
 - ④受入れ時の介護担当職員の確認
 - ⑤受入れに当たって特に留意する事項・・・引継ぎ書類、貴重品保管 など
- 出発と到着予定時刻、添乗職員の氏名を相互に確認

解答

施設の中にあるものでペーパーを作ってみる。イメージを膨らませることが大事！



災害時相互応援協定の様式

災害が起こる前に必要な様式を作成することや簡潔にわかりやすく、また見やすくすることが重要！

ポイント

ホワイトボードや模造紙に被害状況等を記入することでだれもが確認でき、情報の整理を行うことができる。



報告日	月	日	時刻	報告者
報告者	氏名	職	所属	連絡先
報告内容	被災状況(被災者の状況、避難状況等)			
備考	その他(避難先、避難経路等)			

(注1) 被災状況については、避難のどの部分か、どのように被害を受けたかを具体的に記録すること。
(注2) 避難先(入所施設)の確保が困難な場合は、避難先を記載すること。
(注3) 報告の状況は、「報告日」欄から確認できるものと、また具体的に記入すること。

応援要請書(様式A)

業務担当	施設名	連絡先	TEL:			
災害時の要請先			TEL:			
災害の種類	地震	火災	水害	その他		
利用者	重傷	人	軽傷	人	けがなし	被害なし
職員	重傷	人	軽傷	人	けがなし	被害なし
施設	全壊	半壊				
被害状況	電気	水道	使用不可	異常なし		
	下水	ガス	使用不可	異常なし		
	エレベーター	エレベーター	使用不可	異常なし		
	周辺建物	周辺建物	全半壊等	被害なし		
	周辺道路	周辺道路	通行不可	被害なし		
	火災・漏水()	発生		被害なし		
要請内容	職員	物資				
連絡窓口						

応援要請項目チェックシート

区分	項目	実施必要数	備考	実施可能数	備考
災害時	職員				
	物資				

市老連 防災についての取り組みのあゆみ

【日本の直近 大きな震災】

- 平成 7 年 1 月 17 日 阪神淡路大震災 M7.3 震度 7
- 平成 23 年 3 月 11 日 東日本大震災 M9.0 震度 7(震度計)
- 平成 28 年 4 月 14 日 熊本地震 M6.5 震度 7

【防災マニュアルの作成】

- 大阪市高齢者施設等防災マニュアル Ver1.0 平成 23 年 7 月作成
- 大阪市高齢者施設等防災マニュアル Ver2.0 平成 25 年 4 月改訂 (Q&A追加)
- 大阪市高齢者施設等防災マニュアル Ver2.5 平成 26 年 3 月改訂 (算定基準追加)
- 大阪市高齢者施設等防災マニュアル Ver2.8 平成 29 年 11 月改訂 (水害等追加)
- ※災害時要援護者支援プラン検討会メンバー 市老連 理事 参加

【福祉避難所・緊急入所施設 締結】

- 平成 23 年 7 月 29 日「災害時要援護者避難支援」大阪市と覚書締結
- 「大阪市における災害時に福祉避難所として介護・高齢福祉施設等を使用することに関する覚書」
- 平成 23 年 8 月 12 日 各区内加盟施設と区役所協定締結要請
- 「大阪市における災害時に福祉避難所として介護・高齢福祉施設等を使用することに関する覚書」
- ※災害時要援護者支援プラン検討会メンバー 市老連 理事 参加

【防災シンポジウム・研修会 開催】

- 平成 23 年 全施設対象 防災研修会
- 平成 24 年 特別養護老人ホーム 防災研修会
- 平成 25 年 防災シンポジウム 災害時の要援護者支援の取り組みから学ぶ
～取り組みから見えてきたもの これからの課題～
- 平成 26 年 防災シンポジウム 『災害時に強い施設・事業所作りを目指して』
研修会 災害に備えた本格的・実践的シミュレーション演習他
- 平成 27 年 防災シンポジウム 『災害時相互応援協定の全区実施に向けて』
研修会 さまざまな事例を通して防災について考える 他
- 平成 28 年 防災シンポジウム 『命を預かることの重さ 行政・施設間・地域との連携』
研修会 東日本大震災からの教訓 他
- 平成 29 年 防災シンポジウム 『他都市での災害時相互応援協定の姿と水防法改定』
研修会 過去の訴訟からひもとく トップがしなければならないこと 他

【災害時相互応援協定の取り組み】

- 平成 25 年 防災アンケート
- 平成 26 年 災害時相互応援協定に向けた検討会 (生野区協力)
- 平成 27 年 災害時相互応援協定 生野区・東淀川区
- 平成 28 年 災害時相互応援協定 都島、旭区ブロック・平野区
- 平成 29 年 災害時相互応援協定 淀川、西淀川区ブロック・住之江、住吉区ブロック
フォローアップ研修会(訓練) 生野区・東淀川区
- 平成 30 年 災害時相互応援協定 此花、港区ブロック・城東、鶴見区ブロック
フォローアップ研修会(訓練) 都島、旭区ブロック 平野区

福祉避難所等の協定締結状況

(平成29年6月1日現在)

	高齢者施設	障がい者施設	その他	計
北区	7	0	0	7
都島区	18	4	0	22
福島区	6	5	1	12
此花区	5	3	0	8
中央区	1	0	0	1
西区	4	0	0	4
港区	18	10	0	28
天王寺区	3	1	5	9
大正区	5	1	0	6
浪速区	5	2	0	7
鶴見区	6	4	0	10
淀川区	2	4	0	6
東淀川区	19	2	0	21
東区	9	2	0	11
生野区	16	3	0	19
城東区	8	3	0	11
城東区	9	27	0	36
鶴見区	4	1	1	6
阿倍野区	9	1	0	10
住之江区	10	0	0	10
住吉区	23	10	0	33
東住吉区	10	2	0	12
平野区	8	2	0	10
西成区	10	2	0	12
合計	215	89	7	311

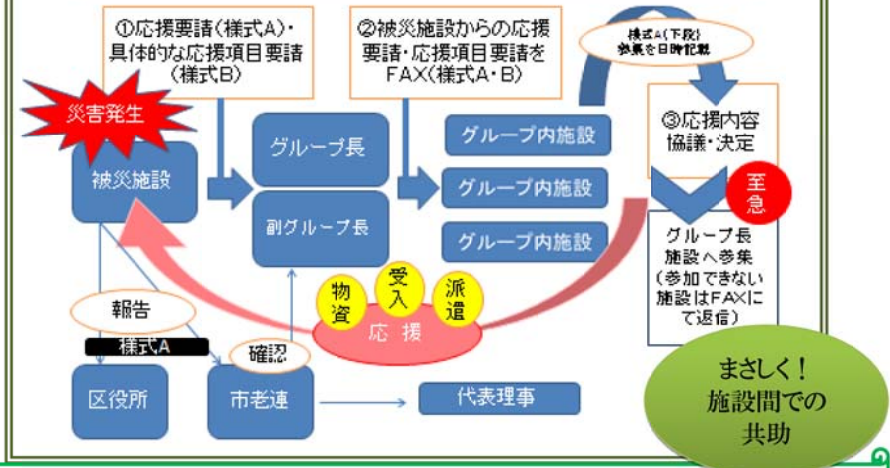
災害時相互応援協定 訓練の様子



市老連
独自の訓練

災害時相互応援協定とは？

災害時相互応援協定 実施イメージ図



災害時相互応援協定は、自施設の防災力を高めることができます！！
いざという時・・・判断しなければならぬ時・・・訓練が活かされます！！

災害時相互応援協定 協定書(一部抜粋)

(目的)

この協定は、一般社団法人 大阪市老人福祉施設連盟 (以下「市老連」という) 加盟施設において、災害等が発生した場合、被災していない施設が被災施設利用者の受け入れ、応援職員を派遣、物資の供給等、相互の応援を行うために必要な条項を定めるものとする。

(応援事項)

応援事項は次のとおりとし、被災のしていない施設での通常の業務を妨げない範囲で行うことができるものとする。

- (1) 被災者の避難のための施設提供
- (2) 被災者に対する食料、飲料水及び生活必需品の提供
- (3) 災害応急措置に必要な職員の派遣
- (4) 災害応急措置に必要な資材物資の提供
- (5) その他、被災施設から特に要請のあったもの

訓練について

★訓練の目的・狙い

災害時相互応援協定の実施体制を確立するため、地域の特性に合わせた災害想定による図上訓練を実施して参加者の理解を深める。

★訓練内容

- ①被災の有無に応じた各施設の対応
- ②応援要請に対するGP対策本部活動
- ③各施設間等の連絡の迅速化と強化

